山口県告示第百九十六号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年六月五日

山口県知事

村 崗

嗣

政

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、

指定医療

有元

樹

氏施 名術 者の

保安林指定の解除 (下関市)

口

○公告

山

○公安委公告

公共測量の実施(監理課)

令和二年度随時実施二級技能検定試験の実施

(労働政策課)

三四

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)

(二件) (森林整備課)]]

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出

(厚政課)

目

次

2 年

6月5日 (金曜日)

令 和 原田外科医院

名

医

称療

所

在

地

廃

止

年

月

山陽小野田市大字津布田二五〇六

令和二、

四、

五. 日

山口県告示第百九十七号

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助の

令和二年六月五日

山口県知事

村

岡

嗣

政

名 医	称療	所 機 在 関	指定年月	日
あらきクリニック		周南市新宿通五丁目一番三七号	令和二、 三、	Ξ
はらだクリニック		の一山陽小野田市大字津布田二五〇六	"	四、一六
イルカ薬局大内店		山口市大内中央二丁目五番一三号	"	五、二〇
しらさぎ薬局		岩国市門前町三丁目一一番八号	<i>''</i>	_

山口県告示第百九十八号

扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、 医療

令和二年六月五日

口米屋町は	名施	
院 整 骨 院 山	称	
山口市米	所術	
屋町三番	在	
三号	所地	上上県矢亭

山口県知事 村

岡

嗣

政

指 定 年 月 日

令和二、

==

山口県告示第百九十九号

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

令和二年六月五日

豊心会 社会福祉法人 防 六 用田三四二の 二の の の の所を事業者

> 名介 護 称予 防 所事 在業 地所

種事 類業

山口県知事

村

岡

嗣

政

0)

指定年月日

令和元、 一二、

六 用田三四二の 二の の の 活居施防介 介者設特護 護生入定予

東館ケアハウス秀

山口県告示第二百号

安林の指定を次のとおり解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第一項の規定により、

令和二年六月五日

口県知事 村 岡 嗣 政

Ш

下関市豊田町大字稲見字仮宿一〇二一六(次の図に示す部分に限る。 解除に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

口

解除の理由 水源の涵養

指定理由の消滅

山

産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水

山口県告示第二百 一号

安林の指定を次のとおり解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、 保

令和二年六月五日

解除に係る保安林の所在場所

下関市豊田町大字稲見字古森四二七・四三二(以上二筆について次の図に示す部

Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

部分に限る。 に限る。)、 四四五、四四六、四四八・一〇一七八(以上二筆について次の図に示す 、一〇一八四の二、 字仮宿一〇二一六(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、 その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水

山口県告示第二百二号

六十六号)の一部を次のように改正する。 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示 (昭和四十一年山口県告示第四百

令和二年六月五日

保

の表中 次 会会長 田坂健 会会長 田坂健 を

に改める

山口県知事

村

岡

嗣

政

(一二九) 国土調査の成果の認証

の成果を次のとおり認証しました。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 国土調査

令和二年六月五日

山口県知事

村 岡 嗣

政

国土調査を行った者の名称等

分		
	山 口 市	名称 大った者の 者の
	令和元年八月十三日まで平成三十年四月一日から	国土調査を行った期間
	山口市地籍簿山口市地籍図	成果の名称
	秋穂東の一部	国土調査を行った地域

	∀ 2	- ,	
防	"	"	"
府			
市			
令和元年七月九日まで平成三十年四月一日から	令和元年八月二十一日まで平成三十年四月一日から	令和元年八月二十日まで平成三十年四月一日から	令和元年八月十四日まで平成三十年四月一日から
防府市地籍簿	<i>1</i> , 1,	11 11	11 11
大字奈美の一部	小郡下郷の一部	阿東生雲西分の一部	宮野下の一部

認証年月日

令和二年六月五日

(I三O) 令和二年度随時実施二級技能検定試験の実施

を次のとおり実施します。 条第一項の規定により、令和二年六月八日以降の令和二年度随時実施二級技能検定試験 職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四

令和二年六月五日

山口県知事 村 畄 嗣

政

技能検定の実施職種及び試験の方法

実施職種

口

Щ

について実施する。 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

_ 0)10	н -	<u>ь.е</u> н	
コ	鉄	と	プ	
ンク			ラ	
2	hoh-		ス	職
1 <i>J</i> 1	筋		チ	
۱ ۲			ッ	
圧	施			
送			ク	種
施			成	
工	エ	び	形	
コ	鉄	とび	射	
ンカ	筋細	び	射出成形	
ij	鉄筋組立て		形	
コンクリート圧送工事	7			
虚				試
五				
事				
				験
				科
				目
1				

(___) 試験の方法

○に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

- 試験の期日
- 山口県職業能力開発協会が指定する日
- 試験の場所

三

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四

受検資格 受検しようとする職種に係る随時実施三級技能検定に合格した者であること。

- Ŧī. 受検申請書の受付
- 六 受検申請書の提出先 随時受け付ける。
- 山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階(郵便番号七五三-〇〇五一)
- 山口県職業能力開発協会

七 提出書類

受検申請書及び随時実施三級技能検定の合格証書の写し

受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

学科試験にあっては、三千百円

実技試験にあっては、一万八千二百円

問題の通知

実技試験の問題は、 山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知す

- 合格者の発表等
- 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。
- 旨を知事に申し出ること。 点の開示を受けようとする受検者は、 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得 合格者の発表日以後、受検票を提示してその
- 十一 その他
- た宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。 は、封筒の表に「随時実施二級技能検定試験」と朱書し、 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合 百四十円分の切手を貼っ
- 〇八三一九二二一八六四六)にすること。

随時実施二級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話

式

号

ЩЩ

口口 県 知県

事庁

第一項の規定により、平生町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 七 三千六百九万千四百四十円

令和二年六月五日

山口県知事

村

岡

嗣

政

第

110 号

(一三一) 公共測量の実施

公共測量(空中写真測量 作業の種類

令和二年五月二十五日から令和三年三月二十六日まで



山口県知事 村 岡 嗣

政

その他 入札公告日 令和二年三月十日 調達方法 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政

 (\equiv) 借入れ 落札方式

最低価格

兀